

有識者懇談会委員からの主な意見等について

意見等	説明・回答等
<p>1【国有林野の維持及び保存】</p> <p>①溪畔保全プロジェクト林の設定は大変良い取組であるので、今後設定を進めていただきたい。</p> <p>設定後は、各プロジェクト林に生息・生育している動植物の科学的データを蓄積し、モニタリング調査を行っていく必要があると考える。</p>	<p>保護林の下流域に位置し常時水流のある溪流等で育成単層林施業対象地(分散伐区・長伐期施業群)となっている箇所については、溪畔林として保護樹帯の小班を新設し、育成複層林施業対象地とするなど、本来生育する植生への誘導を図り、生態系の連続的なネットワーク形成に努めることとしています。</p> <p>また、溪畔周辺の保全に向けた取組のモデル的な河川を選定し、小班分割等による溪畔周辺の整備・保全の取組を推進するため、今年度から「溪畔保全プロジェクト林」を設定することとしました。</p> <p>今後は、設定箇所の植生、攪乱等の状況の把握や検証などを行っていく予定です。</p>
<p>②現在設定されている緑の回廊より規模は小さいが、国有林の保護林と民有林の自然公園や自然環境保全地域等の天然林等を連結して、民国連携で一体管理が出来れば良いと考える。</p>	<p>来年度以降、林野庁において有識者会議を開催し、保護林制度見直しが行われる予定となっており、ご指摘の点については、その動きも見ながら検討して参りたいと考えています。</p>
<p>2【林産物の供給】</p> <p>○文化財継承林及び檜皮採取対象林については、文化財等の関係者と連携し、「この文化財等に今後これだけの木材(檜皮)等が必要なため、これだけの面積の文化財継承林等の設定が必要である」といった、需給関係がわかる資料があれば示してほしい。</p>	<p>歴史的建築物の修復用資材である檜皮の安定的な供給や檜皮の採取をする「原皮師(もとかわし)」の育成等に資するため、平成13年12月、79箇所、約300ha(7/4面積)の「檜皮採取対象林」を設定し、檜皮を継続的に供給するとともに、原皮師の要請のためのフィールドとして提供しています。</p> <p>「檜皮採取対象林」の設定方法に当たっては、当時、檜皮の採取に伴う木材への影響が分からない部分があったことなどから、可能な限り面積を設定すべく、皆伐を行わない取扱いとなっている、山地災害防止タイプと森林空間利用タイプの機能類型としている箇所の80年生以上の林分を対象に、現地確認等を行い採取が可能な箇所を選定のうえ設定しています。</p> <p>檜皮の供給量等については、平成13年度から24年度までに約95t(25年度見込み約15t)を供給し、販売額の累計は約6,800千円(25年度見込み1,900千円)で、販売単価は25年度実績で約120円/kgとなっています。</p> <p>なお、文化財の修復予定は不明であることから、これに係る原木の需要量については明らかになっておりません。</p>

質問・意見等	説明・回答等
<p>3【国民参加による森林の整備】 ○ 分収林に関する事項で、「下流住民」という記載があるが、上流階級に対する下流階級との誤解を受ける可能性があるので、「下流域の住民」と記載した方がよい。修正を検討されたい。</p>	<p>ご意見のとおり修正しました。</p>